

食文化機運醸成事業委託実施要項

令和5年4月13日
文化庁次長決定

1. 趣 旨

文化庁では、文化審議会文化政策部会に「食文化ワーキンググループ」を設置して検討を行い、今後の食文化振興の基本方針を取りまとめるとともに、食文化機運醸成事業において、「100年フード」及び「食文化ミュージアム」の取組により、地方自治体、関連団体等と連携した食文化振興を推進している。

本事業では、地域の食文化・施設の掘り起こしや100年フード等のブランド価値の向上等により、食文化振興の推進を図る。

2. 委託業務の内容

食文化機運醸成事業の実施に当たり、以下の業務を委託する。

- (1) 「100年フード」及び「食文化ミュージアム」の追加公募・認定を実施。
- (2) 100年フード認定団体の取組を地域に広げ、地域活性化等との好循環を形成することを目的とした取組として、ホームページ・SNSによる情報発信基盤の強化、100年フードによる地域振興・観光誘客の取組、サポーター企業・高校の取組促進、食イベントへの出展等を企画し実施。
- (3) 100年フード認定団体の交流促進、100年フードのブランド価値の向上を目的とした取組として「100年フードサミット」を企画し開催。
- (4) その他、100年フードのブランド価値の向上、ロゴマーク等を活用した地域活性化等に資する取組を企画提案し実施。
- (5) 有識者委員会の開催

3. 業務の委託先

委託先は、日本の食文化に関して相当の知識を有し、機運醸成事業に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができ、下記(1)から(4)の要件を全て満たす法人又は団体(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠として事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、団体等から提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する人件費、事業費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額)、再委託費、一般管理費を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が委託契約書の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、文化庁の承認を受けなければならない。

8. 業務完了（廃止）の報告

委託を受けた団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）には、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について、必要に応じて現地調査を実施しながら調査を行い、その内容が適当であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体等に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託を受けた団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。